

令和4年版 消防白書概要

総務省消防庁

目次

特集

特集1 近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備

特集2 新型コロナウイルス感染症対策

特集3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

特集4 消防防災分野におけるDXの推進

特集5 令和4年10月4日及び11月3日の北朝鮮による弾道
ミサイル発射に伴う対応

本編

特集 1 近年の大規模自然災害を踏まえた消防防災体制の整備

近年の災害を踏まえた消防庁の対応状況

- 直近で甚大な被害が発生した令和3年の静岡県熱海市土石流災害を踏まえ、次の取組を実施。
 - 警察・自衛隊等の関係機関と連携した活動調整により、効果的な救助・捜索活動を行えるよう、「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」を令和4年6月に策定
 - 情報収集活動用ハイスパックドローンや機動性等に優れた小型救助車等を整備



〔静岡県熱海市土石流災害での活動調整会議の様子〕



〔情報収集活動用ハイスパックドローン〕



〔小型救助車〕

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における消防庁の取組

- 「5か年加速化対策」において、消防庁では、「大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策」や「地域防災力の中核を担う消防団に関する対策」など、8つの施策を実施。



〔拠点機能形成車
(大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策)〕



〔救助用資機材搭載型小型動力ポンプ積載車
(地域防災力の中核を担う消防団に関する対策)〕

第6回緊急消防援助隊全国合同訓練

- 緊急消防援助隊の技術や連携活動能力の向上のため、第6回緊急消防援助隊全国合同訓練(図上訓練(令和4年7月27日)及び実動訓練(令和4年11月12・13日))を実施。



〔図上訓練(消防庁)〕



〔実動訓練(土砂災害救出訓練)〕



〔実動訓練(津波漂流者救出訓練)〕

特集2 新型コロナウイルス感染症対策

○ 令和4年11月1日時点の国内における新型コロナウイルス感染症の感染者数は2,236万872人、累計死亡者数は4万6,711人(厚生労働省調査)。

○ 救急現場における救急隊員の感染防止対策について、次の取組を実施。

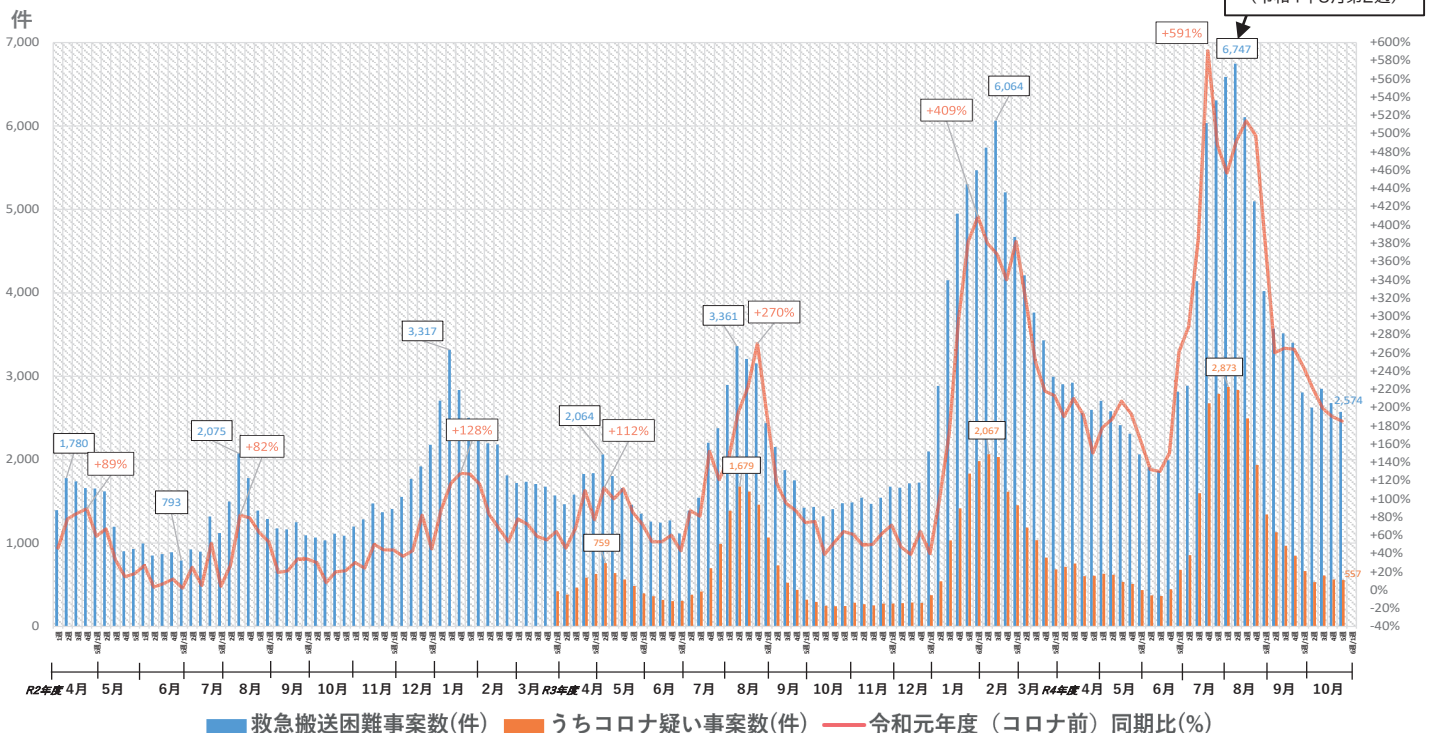
- 厚生労働省の事務連絡等を踏まえ、令和4年2月に「救急隊の感染防止対策マニュアル」を一部改訂
- 感染防止資器材について不足が生じ、救急活動に支障が生じることはないよう、累次の補正予算等を活用し、N95マスクなどの感染防止資器材を調達し、必要とする消防本部に提供



○ 救急搬送困難事案への対応として、次の取組を実施。

- 令和2年4月より、全国52消防本部における救急搬送困難事案の件数を調査
※令和4年8月第2週には6,747件となり、最多件数を更新(令和4年11月1日時点)【下図】
- オミクロン株による患者数の急増や熱中症などによる救急件数の増加等を踏まえ、引き続き、救急車の適時・適切な利用を地域住民に促す取組の推進を消防機関に要請
- 救急安心センター事業(#7119)の早期実施や体制強化等を都道府県・消防機関へ要請

【各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査の結果(各週比較)】



※1 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部から総務省消防庁へ報告があったもの。なお、これらのうち、医療機関への搬送ができなかった事案はない。

※2 調査対象本部＝政令市消防本部・東京消防庁及び各都道府県の代表消防本部 計52本部

※3 コロナ疑い事案＝新型コロナウイルス感染症疑いの症状(体温37度以上の発熱、呼吸困難等)を認めた傷病者に係る事案

※4 医療機関の受入れ体制確保に向け、厚生労働省及び各都道府県等と状況を共有。

※5 この数値は速報値である。

※6 本調査には保健所等により医療機関への受入れ照会が行われたものは含まれない。

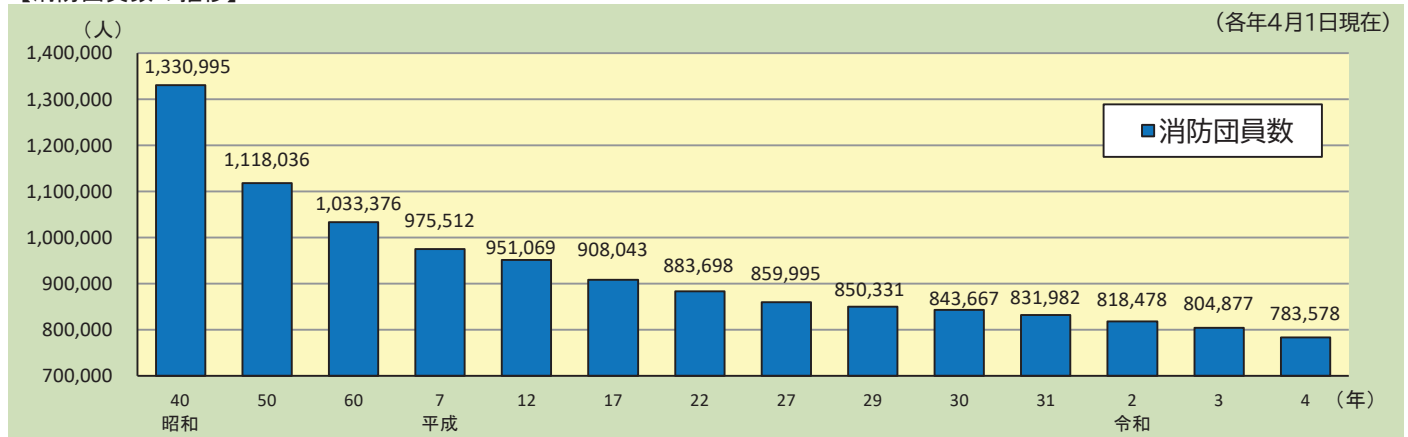
○ オンラインによる危険物取扱者講習の本格導入を進め、令和4年10月1日時点で、41都道府県においてオンラインによる受講が可能。

特集3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防団の現状

- 消防団員数は、平成30年以降、前年比1万人以上の減少が続いているが、特に令和4年には、前年比2万人以上減少し、初めて80万人を下回る危機的な状況となっている（令和4年4月1日時点で、78万3,578人、前年比2万1,299人減少）。
- 近年の消防団員の入団者数・退団者数をみると、退団者数はおおむね横ばい傾向であるのに対し、入団者数が大きく減少しており、特に若年層の入団者数が著しい減少傾向にある。

【消防団員数の推移】



消防団員の処遇改善及び団員確保策

- 年額報酬等の標準額や消防団員への直接支給等を定めた「非常勤消防団員の報酬等の基準」を策定し、「消防団員の処遇改善に係る対応状況調査」(令和4年4月1日時点)を実施。
- 各市町村が負担する消防団員の報酬等に係る財政需要を的確に反映するよう、令和4年度から地方交付税の算定方法の見直しを実施。
- 消防団員入団促進キャンペーンや「消防団の力向上モデル事業」、救助用資機材等に対する国庫補助や救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付等の取組を実施。

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント (令和3年4月13日付消防庁長官通知)

- 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの
 - ① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定
 - 【基準の内容】
 - 1. 報酬の種類
 - 年額報酬と出勤報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。
 - 2. 報酬の額
 - ※以下の基準を踏まえ、各市町村が条例で定める。
 - 年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。
 - 「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。
 - 出勤報酬の額は、災害(水火災・地震等)に関する出勤については1日あたり8,000円を標準額とする。
 - 災害以外の出勤については、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。
 - 3. 費用弁償
 - 上記に掲げる報酬のほか、団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。
 - 4. 支給方法
 - 報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて各市町村から直接支給する。
 - ② その他(適切な予算措置、留意事項等)
 - 団員個人に対し直接支給すべき経費(報酬等)と、団・分団の運営に必要な経費(維持管理費等)は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。
 - ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。
 - ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。
 - 出勤報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること※1。
 - 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること※2。
- ※1 令和4年3月23日付消防庁長官通知にて各都道府県知事等へ通知済。
 ※2 令和4年1月18日付消防庁次長通知にて算定の見直し内容を各都道府県知事等へ通知済。



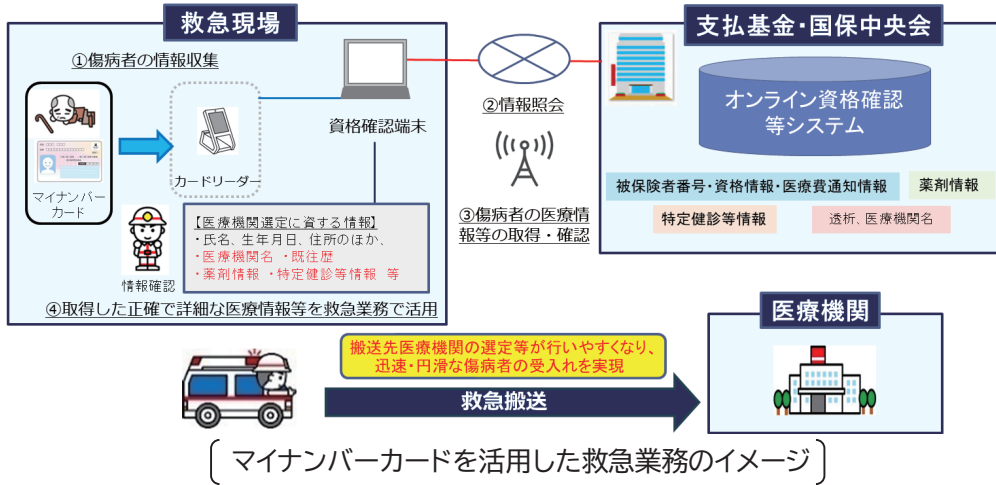
消防団員募集中

消防団に関する詳しい情報はWEBで... 総務省消防庁

特集 4 消防防災分野におけるDXの推進

マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化

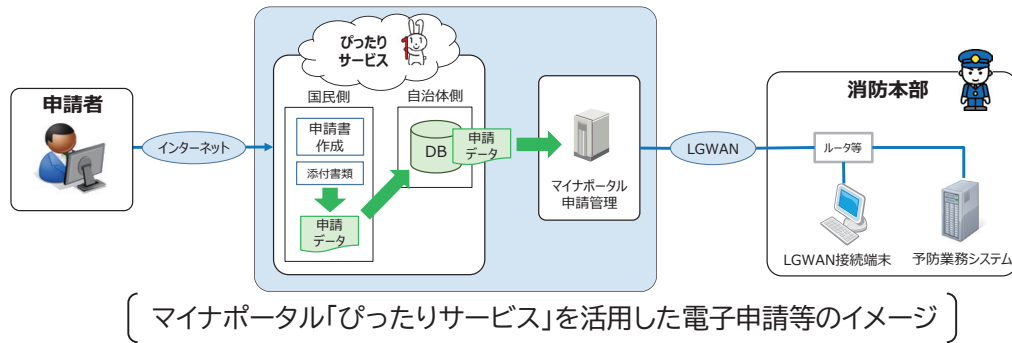
- 傷病者が保有するマイナンバーカードを活用して、傷病者の医療情報等を救急隊員が正確かつ早期に把握し、救急業務の迅速化・円滑化を図るための検討を実施。



消防法令における各種手続の電子申請等の導入促進

- 窓口訪問等の負担軽減を図ることができる電子申請等の導入を促進するため、次の取組を実施。

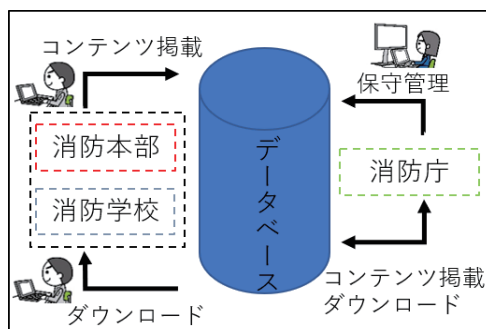
- マイナポータル「ぴったりサービス」を活用した電子申請等の標準モデルの構築
- 消防本部向けの電子申請等導入マニュアルを作成
- アドバイザーによる導入支援



消防教育訓練等におけるDXの推進

- 受傷事故の防止や高度な災害対応能力を有する人材育成のため、次の取組を実施。

- 活動マニュアルや訓練教材等を関係機関間で共有する「消防共有サイト」の整備
- VRを活用した訓練コンテンツの作成



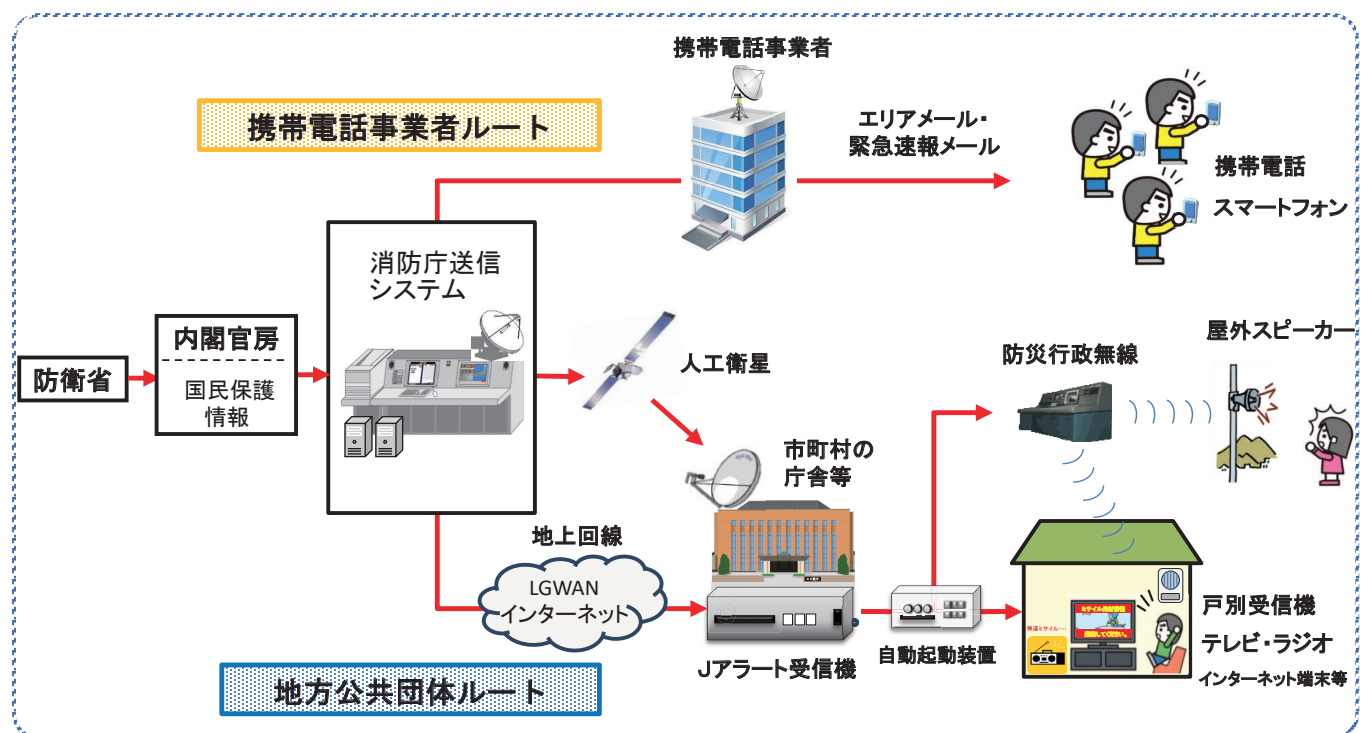
〔消防共有サイトの構築イメージ〕

〔VRを活用した訓練コンテンツ〕

特集5 令和4年10月4日及び11月3日の北朝鮮による弾道ミサイル発射に伴う対応

- 令和4年1月以降、北朝鮮は、弾道ミサイルの発射を高い頻度で繰り返している。消防庁では、Jアラートによる迅速な情報伝達に加え、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設の避難施設(緊急一時避難施設)の指定を促進しているほか、平成30年6月以降見合わせてきた国と地方公共団体が共同で実施する弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を令和4年度より再開している。
- 10月4日及び11月3日に発射された弾道ミサイルについては、日本の領土・領海を通過し、又は通過する可能性があった。消防庁は直ちに長官を長とする消防庁緊急事態調整本部を設置し、Jアラートによる情報伝達を行うとともに、Jアラート対象地域に対して適切な対応及び被害報告について要請し、全ての地方公共団体から、被害なしとの報告を受けている。

<弾道ミサイル発射時のJアラートによる情報伝達>



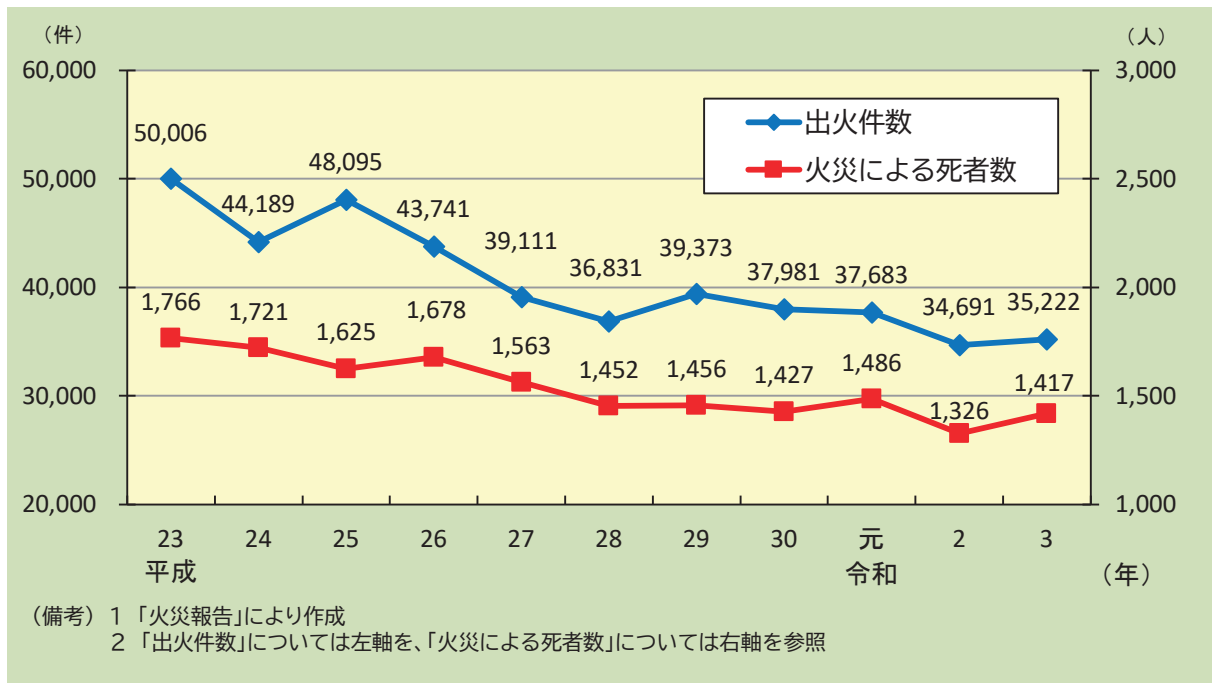
- 今回のJアラートによる情報伝達の際には、Jアラートの送信時間を一層早めることなどについて様々な意見があったことを踏まえ、関係省庁が連携して改善策を検討することとしている。また、消防庁においては、住民への情報伝達に支障があった市町村に対し、早急な復旧や代替手段の活用による情報伝達体制の確保等を求めたほか、全国の市町村に対し、Jアラート機器の緊急点検及び正常な動作確認を要請した。

本編における主な統計数値等

火災予防 ～火災の現況と最近の動向～（第1章第1節）

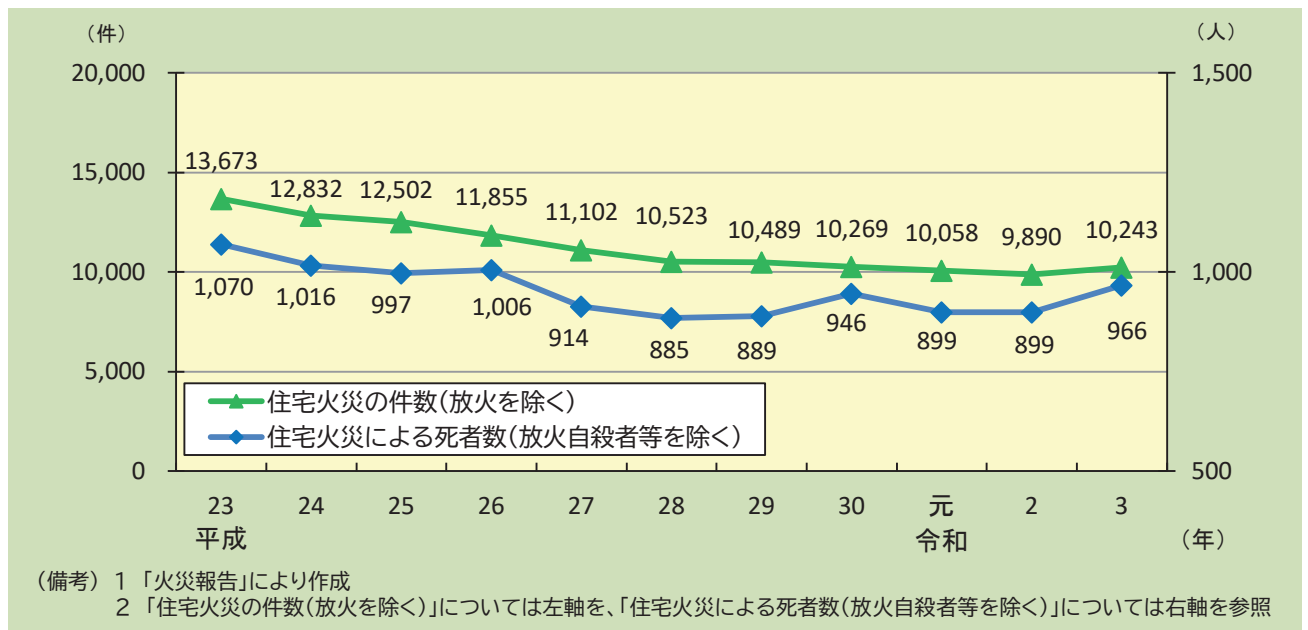
- この10年間の出火件数と火災による死者数は、おおむね減少傾向。
- 令和3年中の出火件数は3万5,222件(前年比531件増加)であり、10年前の70.4%。
- 火災による死者数は1,417人(前年比91人増加)であり、10年前の80.2%。

【出火件数及び火災による死者数の推移】



- 火災による死傷者の多くが建物火災により発生。令和3年中の建物火災の出火件数について、火元建物の用途別にみると、住宅火災が最も多い。
- 住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)は966人(前年比67人増加)。
- 令和3年中の住宅火災件数(放火を除く)は1万243件。

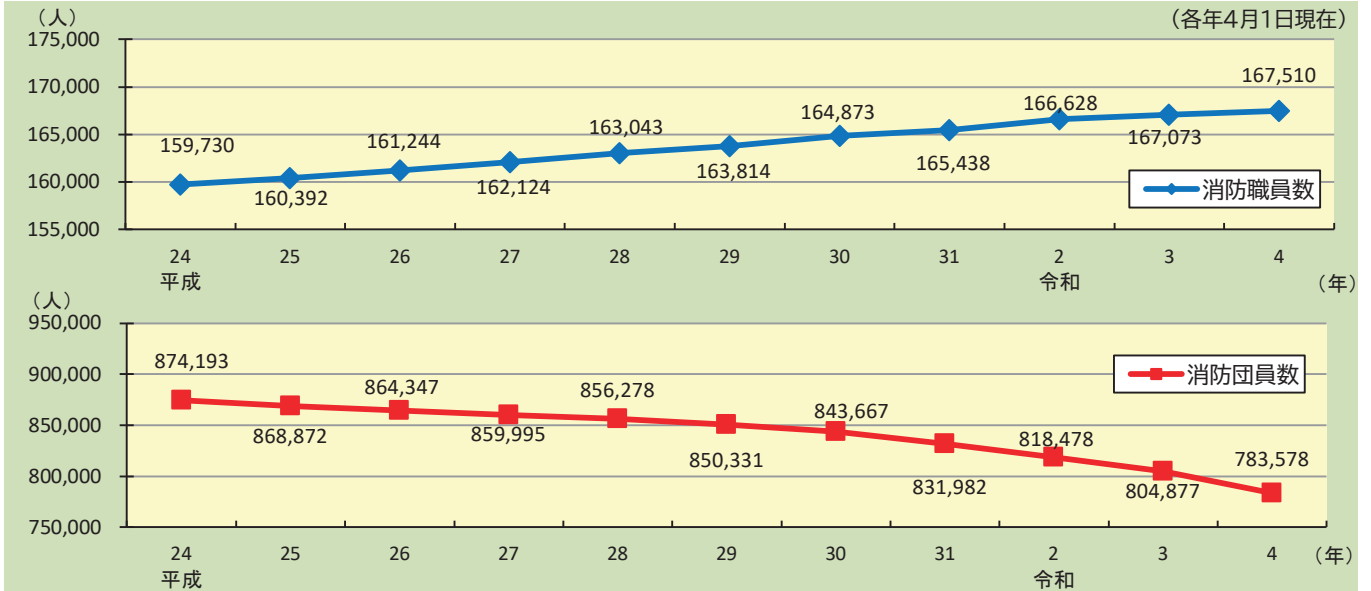
【住宅火災の件数(放火を除く)及び住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)の推移】



消防体制 ～消防組織（令和4年4月1日現在）～（第2章第1節）

- 消防本部
 - ・ 723消防本部、1,714消防署が設置。消防職員数は16万7,510人(前年比437人増加)。
- 消防団
 - ・ 消防団数は2,196、団員数は78万3,578人(前年比2万1,299人減少)。
 - ・ 消防団はすべての市町村に設置。

【消防職員数、消防団員数の推移】



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

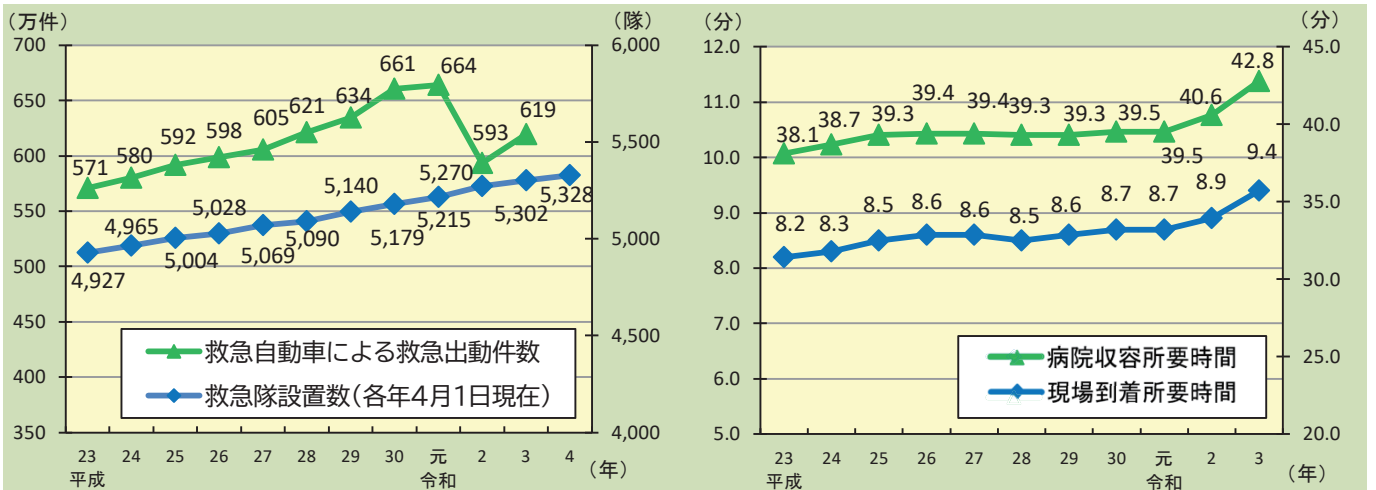
2 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成22年4月1日現在)により集計している。

救急体制 ～救急業務の実施状況～（第2章第5節）

- 令和3年中の救急自動車による救急出動件数は、約619万件(前年比約26万件増加)。
- 救急隊は、令和4年4月1日現在、5,328隊(前年比26隊増)設置されており、10年前と比較して約7%の増加。
- 令和3年中の現場到着所要時間の平均は約9.4分(10年前と比較して1.2分延伸)。
- 令和3年中の病院収容所要時間の平均は約42.8分(10年前と比較して4.7分延伸)。

【救急自動車による救急出動件数及び救急隊設置数の推移】

【救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移】



(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 左のグラフは、「救急自動車による救急出動件数」については左軸を、「救急隊設置数(各年4月1日現在)」については右軸を参照

3 右のグラフは、「現場到着所要時間」については左軸を、「病院収容所要時間」については右軸を参照

4 右のグラフは、東日本大震災の影響により、平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

本編

第1章 災害の現況と課題

第1節 火災予防

〔コラム〕 大阪市北区ビル火災を踏まえた予防対策

第2節 危険物施設等における災害対策

第3節 石油コンビナート災害対策

第4節 林野火災対策

第5節 風水害対策

第6節 震災対策

第7節 原子力災害対策

第8節 その他の災害対策

第2章 消防防災の組織と活動

第1節 消防体制

第2節 消防の広域化の推進

第3節 消防職団員の活動

〔コラム〕 消防庁ホームページ「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」をリニューアル

〔コラム〕 女性の消防団への加入促進及び女性消防団員の活動の活性化について

第4節 教育訓練体制

第5節 救急体制

〔コラム〕 救急安心センター事業（＃7119）の推進

第6節 救助体制

第7節 航空消防防災体制

第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊

第9節 国と地方の防災体制

第10節 消防防災の情報化の推進

第3章 国民保護への対応

第1節 国民保護への取組

第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

〔コラム〕 国民保護に係る避難施設の指定促進

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

第5章 国際的課題への対応

〔コラム〕 ウクライナへの消防・救助関連資機材等の支援

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発